

8福祉子保第18号
令和8年4月1日

各区市町村保育主管課長 殿

東京都福祉局子供・子育て支援部
保育支援課長 落合 宏行
(公印省略)

特定教育・保育施設等における事故の報告について（依頼）

日頃より、東京都の保育行政の推進に御協力いただきありがとうございます。

保育施設における事故防止及び安全の確保については、従前から万全を期すようお願いしてきたところです。

標記の件につきまして、こども家庭庁及び文部科学省より、別紙のとおり、自動車への置き去り事故が報告対象に加わり、本通知を令和8年4月1日から運用し、それに伴い従来の国通知は廃止する旨、通知がありました。

東京都の報告先については、引き続き別紙1のとおりとなりますので、お知らせします。貴職におかれましては、報告対象となる施設・事業において死亡事故や重篤な事故等が発生した場合には、国通知で定める報告様式により、東京都への報告をお願いします。

本通知については、令和8年4月1日から運用しますので、本通知の運用開始に伴い、令和7年3月31日付6福祉子保第5646号「教育・保育施設等における事故の報告について（依頼）」については廃止します。